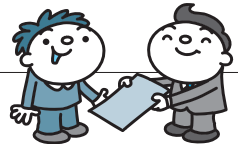


固定資産価格等の縦覧と課税台帳閲覧のお知らせ

4月1日から新年度の固定資産価格や、課税台帳の内容を確認することができます。

お知らせ

	縦 覧	閱 覧
内 容	納税者が、他の土地や家屋の評価額を比較することで、自分が所有する土地や家屋の評価額が適正であるかを確認できる制度です。	納税義務者等が、固定資産課税台帳のうち、自分の資産が記載された部分を見ることができる制度です。
実施期間 ※土・日・祝日 除く	4月1日(月)～5月31日(金)	常時
場所・時間	税務課 資産税係 8時30分～17時15分	
利用できる人	<ul style="list-style-type: none"> ○納税者（固定資産税が課税される納税義務者） ○納税者から委任を受けた人 ○納税管理人および納税者の同居親族（納税通知書または課税明細書が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ○納税義務者、または納税義務者から委任を受けた人 ○借地、借家人等（使用または収益の対象となる部分のみ） ○納税管理人および納税者・納税義務者の同居親族（納税通知書または課税明細書が必要）
持ってくるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○本人確認ができるもの（運転免許証など） ○委任状（委任を受けた人のみ） ○納税通知書または課税明細書（納税管理人・同居親族） ○賃貸借契約書等（借地、借家している人は閲覧のみ可能） 	
手数料	無料（コピーや写しの交付はできません）	<ul style="list-style-type: none"> ①縦覧期間中の平成31年度分は無料 ②縦覧期間以外は1件につき300円 <small>※コピー代別途</small>
見ることが できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ○土地価格等縦覧帳簿（所在地、地番、地目、地積、評価額） ○家屋価格等縦覧帳簿（所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額） <small>※所有者、税額は掲載されません</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○課税台帳 （住所、氏名、所在地、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額）



問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税

特別徴収の仮徴収が

始まります

新しい年度になってしばらくは、保険料・税の算定の基になる所得金額が確定しないため、年間の保険料・税を決定することができません。このため、特別徴収の人は、4・6・8月を仮徴収として平成31年2月分と同額を、暫定で年金から天引きし、10月以降に1年分の保険料・税額の調整を行います。

「仮徴収額決定通知書」を送付

4月から特別徴収が新たに始まる次の人には、保険料・税の「仮徴収額決定通知書」を送付します。

○平成30年8月2日から10月1日までに後期高齢者医療制度に加入した人

○国民健康保険の世帯主が、平成30年8月2日から10月1日までに65歳となり、世帯の国保加入者全員が65歳となった場合（国民健康保険の世帯主が平成31年4月1日から翌年3月31日までに75歳となる場合は、仮徴収されません）

普通徴収（納付書や口座振替で納付）の人は、6月からの納付となります。



問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159